二　厚生労働省組織令の一部改正関係
　厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課及び食品監視安全課の所掌事務を変更することとした。（第五七条及び第五八条関係）
三　施行期日
　この政令は、食品衛生法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年六月一日）から施行することとした。

◇食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第一二三号）（厚生労働省）

1　食品衛生法施行令の一部改正関係
(一)　食品衛生法（昭和二二年法律第二三三号。以下「法」という。）第五四条の規定により都道府県が施設についての基準を定めるべき営業を次のとおりとすることとした。（第三五条関係）
(1)　飲食店営業
(2)　調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業
(3)　食肉販売業
(4)　魚介類販売業
(5)　魚介類競り売り営業
(6)　集乳業
(7)　乳処理業
(8)　特別牛乳搾取処理業
(9)　食肉処理業
(10)　食品の放射線照射業
(11)　菓子製造業
(12)　アイスクリーム類製造業
(13)　乳製品製造業
(14)　清涼飲料水製造業
(15)　食肉製品製造業
(16)　水産製品製造業
(17)　氷雪製造業
(18)　液卵製造業
(19)　食用油脂製造業
(20)　みそ又はしょうゆ製造業
(21)　酒類製造業
(22)　豆腐製造業
(23)　納豆製造業
(24)　麺類製造業
(25)　そうざい製造業
(26)　複合型そうざい製造業
(27)　冷凍食品製造業
(28)　複合型冷凍食品製造業
(29)　漬物製造業
(30)　密封包装食品製造業
(31)　食品の小分け業
(32)　添加物製造業
(二)　法第五七条第一項に規定する公衆衛生に与える影響が少ない営業として政令で定めるものを次のとおりとすることとした。（第三五条の二関係）
(1)　食品又は添加物の輸入をする営業
(2)　食品又は添加物の貯蔵のみをし、又は運搬のみをする営業（食品の冷凍又は冷蔵業を除く。）
(3)　容器包装に入れられ、又は容器包装で包まれた食品又は添加物のうち、冷凍又は冷蔵によらない方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化により食品衛生上の危害の発生のおそれがないものの販売をする営業
(4)　器具又は容器包装（合成樹脂以外の原材料が使用された器具又は容器包装に限る。）の製造をする営業
(5)　器具又は容器包装の輸入をし、又は販売をする営業

2　経過措置
(一)　この政令の施行の際現に改正前の食品衛生法施行令（昭和二八年政令第二二九号。以下「旧施行令」という。）第三五条各号の営業に該当しない営業（この政令による改正後の食品衛生法施行令（以下「新施行令」という。）第三五条各号の営業のいずれかに該当する営業に限る。）を行っている者は、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三〇年法律第四六号。以下「改正法」という。）第二条の規定による改正後の食品衛生法（以下「新法」という。）第五五条第一項の規定にかかわらず、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して三年を経過するまでの間は、同項の許可を受けないで当該営業を行うことができることとした。（第九条関係）
(二)　この政令の施行の際現に改正法第二条の規定による改正前の法第五二条第一項の許可を受けて旧施行令第三五条各号の営業（新施行令第三五条各号の営業のいずれにも該当しない営業に限る。）を行っている者は、新法第五七条第一項及び改正法附則第八条の規定にかかわらず、施行日に新法第五七条第一項の規定による届出をしたものとみなすこととした。（第一〇条関係）
(三)　旧施行令第三五条各号の営業を行おうとする者が、施行日前に行った旧法第五二条第一項の許可の申請であって、この政令の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものは、当該許可の申請に係る営業が新施行令第三五条各号の営業のいずれかに該当する場合には同条各号の営業に係る新法第五五条第一項の許可の申請とみなし、当該許可の申請に係る営業が新施行令第三五条各号の営業のいずれにも該当しない場合には施行日に新法第五七条第一項の規定によりされた届出とみなすこととした。（第一一条関係）
(四)　新法第五八条第一項の規定は、改正法第二条の規定の施行の日以後に着手された同項に規定する食品若しくは添加物又は器具若しくは容器包装の回収について適用することとした。（第一二条関係）

3　施行期日
　この政令は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年六月一日）から施行することとした。

◇食品表示法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一二四号）（消費者庁）

　食品表示法の一部を改正する法律（平成三〇年法律第九七号）の施行期日は、令和三年六月一日とすることとした。

◇食品表示法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第一二五号）（消費者庁）

一　食品表示法第一五条の規定による権限の委任等に関する政令の一部改正関係
　食品表示法（以下「法」という。）第一〇条の二第一項の規定による届出の受理及び当該届出に係る同条第二項の規定による公表に関する事務を都道府県知事等が行うこととした。（第一条関係）
二　消費者庁組織令の一部改正関係
　表示対策課は、法第一〇条の二第一項の規定による届出の受理に関する事務をつかさどることとした。（第二条関係）
三　経過措置
　食品表示法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）による改正後の法第一〇条の二第一項の規定は、改正法の施行の日以後に着手された同項に規定する食品の回収について適用することとした。（第三条関係）
四　施行期日
　この政令は、一部の規定を除き、改正法の施行の日（令和三年六月一日）から施行することとした。